

1 農林課におけるフリーメールの使用により個人情報漏えいする恐れがある状態を招いた職員の懲戒処分について

(1) 懲戒処分の内容

ア 処分日	平成31年 1月17日 (木曜日)
イ 被処分者	農林課 課長補佐 (50代) 建設課 課長補佐 (50代) ※元農林課 課長補佐 建設課 主任技師 (40代) ※元農林課 主任技師
ウ 処分内容	戒告
エ 監督責任	農林課 課長 訓告

(2) 事実の概要

農林課が業務上使用を禁止されているフリーメールを開設し、使用していたところ、当該フリーメールが、不正アクセスされていたことが平成30年9月18日(火曜日)に発覚した。このフリーメールは、平成27年10月7日(水曜日)にアカウントを取得し、同日から使用していた。過去3年間、複数の職員が、スキャナやカードリーダーから取り込んだ文書や写真データなどを、フリーメールを使い課内の別の執務用パソコンに送付しており、その文書の一部に個人情報が含まれるものがあった。アクセスログの履歴から、日本以外にもアメリカ、中国、台湾から不正アクセスされており、添付文書に含まれていた個人情報が漏えいした可能性があるかと判断した。なお、平成31年1月17日時点で個人情報の漏えいに伴う被害は確認されていない。

(3) 再発防止策

文書により、全職員に対してインターネット電子メールの適正な使用について注意喚起を行ったうえで、個人情報の適切な取り扱い及び情報セキュリティポリシー徹底のため、全職員を対象とした研修を実施した。

今後もフリーメールへの物理的なアクセス制限を行い、情報管理の徹底に努めます。

2 環境課職員による交通事故について

(1) 懲戒処分の内容

ア 処分日	平成31年 1月17日 (木)
イ 被処分者	環境課 主査 (40代)
ウ 処分内容	戒告

(2) 事実の概要

平成29年9月13日(水曜日)、前方不注意により、信号機の無い横断歩道の手

前に停車した車両の後部に追突する人身事故を起こした。

(3) 再発防止策

文書により、職員に対して交通法規の遵守及び交通安全に関する指導を行った。今後は、交通法規の遵守及び交通安全について、より一層徹底するとともに、再発防止に努めます。

3 国保年金課職員による交通違反について

(1) 懲戒処分の内容

ア 処分日 平成31年1月17日（木）
イ 被処分者 国保年金課 事務員（20代）
ウ 処分内容 戒告

(2) 事実の概要

平成30年5月25日（金曜日）、制限速度時速40キロメートルの道路を時速65キロメートルで走行し、速度超過による交通違反を起こした。

(3) 再発防止策

文書により、職員に対して交通法規の遵守及び交通安全に関する指導を行った。今後は、交通法規の遵守及び交通安全について、より一層徹底するとともに、再発防止に努めます。

4 市立島田市民病院職員による交通事故について

(1) 懲戒処分の内容

ア 処分日 平成31年1月17日（木）
イ 被処分者 看護部 主任医療員（40代）
ウ 処分内容 戒告

(2) 事実の概要

平成29年10月10日（火曜日）、自車の前方を走行していた車がスピードを落として左折する際、避け切れずに前方の車の後方に接触する人身事故を起こした。

(3) 再発防止策

文書により、職員に対して交通法規の遵守及び交通安全に関する指導を行った。今後は、交通法規の遵守及び交通安全について、より一層徹底するとともに、再発防止に努めます。